

苓北町産業振興促進計画

令和2年2月25日作成
熊本県天草郡苓北町

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

苓北町は、熊本県の南西部に点在する天草諸島のうち、最も大きな天草下島の北西部に位置し、西は天草灘、北は内海の千々石灘に面し、美しい紺碧の海が眼前に広がるとともに、東から南にかけては緑輝く山々を有し、海と緑に包まれた優れた自然環境・景観を誇っている。特に細長く突き出た富岡半島は、全国的にも珍しい陸繋島として知られ、天然の良港を形成しており、雲仙天草国立公園の指定を受けている。また、半島から伸びた砂嘴の巴崎は、小天橋とも呼ばれ、独特の景観を生み出しているほか、熊本県指定の天然記念物であるハマジンチョウが群生している。

当町の主要産業は、温暖な気候や海・山の恵みを生かした、国の指定産地となっている冬レタスをはじめ、バレイショやミニトマトなどの野菜、ミカンやビワなどの果樹、和牛の繁殖、漁船漁業を中心とした天草天領アジ、天草天領岩ガキや緋扇貝の養殖なども行われている第1次産業、質、量ともに日本一といわれる天草陶石及びこれを活用した国の伝統工芸品の指定を受けている天草陶磁器の製造等の第2次産業、風光明媚な観光資源を生かした観光業等の第3次産業である。

当町は、昭和40年代～50年代の炭鉱閉山による人口流出をはじめ、雇用の場の減少から若年層の流出が続き、毎年人口減少が進んでいる。当町の高齢化は全国平均や県内市町村平均を大幅に上回る勢いで進行しており、早急な対策が急務である。町の活力を維持・発展させていくために、産業振興による就労機会の拡大や所得水準の向上による若者の定住対策の推進や、都市部からの交流人口の拡大が必要である。また、当町には、数多くの地域資源を有しているものの、その資源の有効活用が図られておらず、早急な対応が必要となっているところである。

このため、平成27年に本町の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したが、今回、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

(2) 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

平成27年に認定された苓北町産業振興促進計画（平成27年度～平成31年度。以下「前計画」という。）の期間において、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

< 苓北町 >

- ・ 振興対象業種に対する租税特別措置の活用の促進
- ・ 苓北町企業誘致条例により設備投資や新規事業所立地に対する補助金や雇用奨励金の交付
- ・ 上記制度の広いPR

< 熊本県 >

- ・ 租税特別措置等の活用促進のための周知
- ・ 熊本県企業立地促進補助金の交付

< 関係団体等 >

- ・ 農林水産業分野：経営指導、作業の受委託、担い手等の育成・確保
- ・ 商工観光分野：後継者育成、他産業との連携促進、PR活動強化

【目標】

業種	新規設備投資額	新規設備投資件数	新規雇用者数
製造業	0.6億円	3件	20人
農林水産物等販売業	0.1億円	1件	5人
旅館業	0.2億円	1件	5人
情報サービス業等	0.1億円	1件	5人
合計	1.0億円	6件	35人

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和元年度末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】

業種	新規設備投資額	新規設備投資件数	新規雇用者数
製造業	1.1億円	2件	8人
農林水産物等販売業	0.0億円	0件	0人
旅館業	0.0億円	0件	0人
情報サービス業等	0.0億円	0件	0人
合計	1.1億円	2件	8人

(苓北町企業誘致条例適用工場等の指定に係る投下固定資産総額及び新規雇用者数を集計)

【成果及び課題】

- ・ 製造業においては投資額が目標を達成したものの、その他の業種においては、立地条件等により誘致の見込みがなかった。
- ・ 税制の周知が不足し、地域の事業者の設備投資の際の利用に結びつかなかった。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本町は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 将来にわたる生産・供給体制の確立
- (ii) 商品価値向上につながる地域ブランドの育成
- (iii) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- (iv) 農林水商工観光の一体的推進に向けた連携の強化

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された宇土天草地域内における荅北町内全域とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおり。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農業では、担い手の減少や高齢化の進行により、耕作放棄地の増加が見込まれることから、継続して農地パトロールを実施するなど農地の状況を把握するとともに、意欲と能力がある認定農業者等に地域の担い手として、農地の集積を図り、経営の規模拡大を図っていく必要がある。6次産業化の取組については、商工業者と連携しながら、加工品の開発など安定して供給できる特産品の開発を進めていくことが求められる。

林業では、森林組合に森林経営計画の作成を委託し、計画に基づき間伐等を実施しており、間伐材は高価で取引されるよう、効率の良い作業を実施するため、機械化の促進を図っている。しかしながら、地場産材の利活用は進んでおらず、特用林産物の生産は生産者が減少し生産量も減少している状況となっている。

水産業では、新規就労者は2015（平成27）年度以降おらず、漁協の組合員の平均年齢も60歳を超えているため、漁業の新規就労支援のための補助事業を実施し、就労のための環境づくりを進めるとともに、漁協が実施する各種事業への支援を行い、経営基盤強化を推進している。本町の特産品である、岩ガキ、緋扇貝等の認知度は高くなってきており、さらに、2016（平成

28) 年度からは天草拓心高等学校マリン校舎と連携しながら、新たな特産品づくりに取り組んでいる。

(2) 商工業（製造業を含む）

近年、中小企業を取り巻く環境はさらに厳しさを増す中であって、中小規模事業所がほとんどを占める当町の製造業も事業所数及び従業員数は年々減少傾向にあり、製造業の衰退を招いている。

そのため、施設の老朽化が進んでいる既存事業所においては、生産効率が向上する環境整備や設備の更新を行うとともに、後継人材の確保・育成、技術力の向上を図ることにより、製品の高付加価値化等を推進することが必要となる。

また、関係機関との連携により、地域の特性を生かした新製品・新産業の開発や企業化を促進することが重要な課題である。

(3) 情報通信業（情報サービス業等）

本町では、町内全域において超高速ブロードバンド環境が整備されている。そのため、地理的条件の制約をほとんど受けない情報サービス関連企業の進出が当町の活性化を図るうえで有効であり、当該企業の誘致を積極的に進めるとともに、この情報環境を活用した起業の支援にも取り組む必要がある。

(4) 観光（旅館業を含む）

本町では、富岡城内に歴史資料館をはじめ、東西角櫓の整備や、新たな観光交流拠点となっている富岡港船客待合所に観光案内所を移設するなど、既存の観光・交流資源を活用した取り組みを行うとともに、歴史をテーマとした施設の整備や、自然をテーマに体験・体感型観光の創出に努めている。

課題として、観光協会の業務が観光案内にとどまっており、本来担うべき観光振興の企画立案・実行機関としての役割が果たせておらず、今後は観光協会自体のあり方の見直しを含めて、観光と物産を一本化した窓口として、地域商社のような組織づくりを行い、そのための地域人材を育成するとともに、地域おこし協力隊等の外部人材の登用も検討していく必要がある。

また、九州電力(株) 苓北発電所の定期修理が行われる時期には、宿泊施設の空室が不足し、観光客の宿泊が町外へ流出していることと、近年廃業している旅館もあることから、新たな宿泊施設の誘致を検討する必要がある。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本町の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業		説明
農 業	担い手及び幅広い人材の育成・確保	農業後継者や新規参入者の育成・確保とともに、家族経営を地域でサポートする多様な営農システムの整備などにより、農業生産性の向上を図る。
	特産品の開発	消費者ニーズに合った農産物を戦略作物と位置づけ、転作農家への支援を行うと共に、「れいほく」ブランドの一層の充実を図り、本町の農産物の価値向上に努める。また、6次産業化の推進に向けて、関係団体と連携して取り組みを行う。
林 業	担い手の育成と合理的な森林整備体制の確立	高齢化等による林業従事者・後継者の減少に伴う担い手不足の対策について、緑の雇用事業等の活用により、森林組合等の認定林業事業体と連携し、都市部からの移住就業者や新規就業者の確保を図る。また、みどりの少年団の育成・支援を引き続き実施するとともに、森林の集約化や作業の共同化、機械化の促進等を図る。さらに、地場産の木材利用を推進するため、「苓北町公共建築物等における木材利用推進基本方針」に基づき公共建築物等の木造化・木質化を積極的に進める。
水 産 業	担い手の育成	高齢化や後継者不足による水産業の衰退を防ぐために、漁業協同組合との連携のもと、各補助事業を引き続き実施していくとともに、藻場の回復・育成や養殖事業の推進、就労支援の拡充等を積極的に行い、魅力ある水産業の振興を図る。
	漁獲物のブランド化の促進	天草天領岩ガキ、緋扇貝等の認知度を更に上げていくとともに、新たな特産品づくりと販売の強化に取り組む。

実施主体・主な役割	
苓北町	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の集積の促進 ・認定農業者及び集落営農組織の育成 ・担い手による農業経営の法人化の促進 ・林業従事者・後継者の育成確保 ・漁業担い手の育成・確保による経営体制の強化 ・種苗放流事業等による資源管理型漁業の一層の展開 ・農産物・漁獲物のブランド化や新たな特産品の開発の推進
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・「熊本県食料・農業・農村計画」における各種施策の展開 ・「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」における各種施策の展開 ・「熊本県水産業振興基本構想」における各種施策の展開 ・熊本6次産業化プランナーによる、総合化事業計画認定のサポート
苓北町農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員に対する営農指導 ・効率的生産技術の導入や農作業の受委託 ・機械・施設の導入支援及び共同利用等の促進
天草地域森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の共同化や受委託、機械化の促進
天草漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員に対する操業指導・研修 ・企業的経営感覚を持つ担い手や後継者、新規就労者の育成・確保 ・魚礁や築いその設置など漁場の整備、種苗放流の推進 ・幼稚魚の保護や休漁日の設定

(2) 製造業

取組事業	説明
既存製造業の活性化の促進	天草西海岸窯元めぐりを中心に、天草陶石と天草陶磁器のPRや観光客の誘致を推進していくとともに、更なる販路拡大やブランド化に向けて支援していく。また、他の製造業事業者に対しても、商工会との連携のもと後継者の育成や技術力の向上、伝承に支援を行う。
内発的な産業開発等の促進	町の有する豊富な農林水産物や資源を生かすために、商工会をはじめ関係機関、団体との連携のもと、産学官連携を図り、体験・体感型観光や商品開発等の一体的となった取り組みを推進する。

実施主体・主な役割	
苓北町	<ul style="list-style-type: none"> ・天草陶石と天草陶磁器のPR ・小規模事業者等の起業・後継を促進するための補助制度の適用
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・立地促進補助金の交付
苓北町商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・会員への経営指導 ・創業・経営革新支援

(3) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
観光協会の育成・強化	<p>観光協会の育成・強化のためにそのあり方の見直しを含めて、観光と物産を一本化した窓口組織の設置を図る。また、そのための地域人材を育成するとともに、外部人材の登用も検討する。</p>
観光PR活動の強化	<p>各種メディアの取材等には積極的に協力しながら、本町の観光情報発信に努め、観光協会との連携により、旅行商品の造成並びに売り込みを実施する。</p> <p>また、戦略市場(長崎・福岡都市圏)の構築に向けては、モニター事業やSNS、展示会出品など、時代に応じた様々な手法による観光情報発信や、戦略的な観光客誘致事業に努め、観光プロモーションを効果的に図る。</p> <p>さらに、訪日観光客に対しての、インバウンド施策や多言語に対応した情報発信を進める。</p>

実施主体・主な役割	
苓北町	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会の育成・強化 ・外部人材登用による地域人材の育成 ・観光施設等多言語対応事業の実施 ・時代に則した情報発信事業の実施 ・旅館業を営む企業への誘致活動の実施
観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行商品の造成並びに売り込み

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
企業誘致活動	町内全域がブロードバンド環境整備済みであるという利点を積極的にPRし、情報サービス関連企業の誘致を図る。

実施主体・主な役割	
苓北町	<ul style="list-style-type: none">・企業誘致活動・通信設備更新による通信速度高速化の検討

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	町内外を問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の軽減	計画区域における対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
苓北町	<ul style="list-style-type: none">・租税特別措置、固定資産税の課税免除又は不均一課税の実施・企業誘致条例の条件を満たす企業等について、税の優遇措置や各種補助、利子補給制度を適用・事業者向け説明会・相談会の実施・Web 媒体、情報媒体による情報発信・企業訪問による事業者への直接周知
熊本県	<ul style="list-style-type: none">・県税の不均一課税制度の周知・Web 媒体、情報媒体による情報発信
苓北町商工会	<ul style="list-style-type: none">・会員への制度の斡旋・企業相談会での制度周知

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標

新規設備投資件数 (件)	5件
--------------	----

(2) 雇用・人口等に関する目標 (令和2年度～令和6年度)

新規雇用者数 (人)	20人
移住者数 (人)	5人
社会増減率	△2.5未満

(3) 事業者向け周知に関する目標 (毎年度)

①説明会の実施	・町内商工会の定期総会時に税制の説明を実施する。
②Web 媒体等による情報発信	・町のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、町広報誌にて償却資産申告時期に合わせて情報発信を実施する。
③事業者への直接周知	・税務及び企業誘致の部署窓口に半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。
	・給与支払報告書及び償却資産申告書提出案内を発送する際に、半島税制の周知資料一式を同封する。
	・半島地域の対象企業を5件程度訪問し、周知資料等活用しながら制度説明する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、本町振興計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口（人）	9,436	8,927	8,314	7,739
生産年齢人口（人）	5,440	4,914	4,502	3,932
老年人口（人）	2,717	2,867	2,813	2,913
高齢化率（%）	28.8	32.1	33.8	37.6

資料：国勢調査

【人口動態】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
自然増減	△93	△82	△83	△97
社会増減	△65	△99	△63	△23
全体	△158	△181	△146	△120

資料：住民登録

【産業別事業所数及び従業者数】

産業分類	事業所数			従業者数		
	平成24年	平成26年	平成28年	平成24年	平成26年	平成28年
農林漁業	6	5	5	47	53	67
製造業	21	19	19	354	336	297
宿泊・飲食サービス業	36	41	36	153	187	172
情報通信業	1	1	1	3	2	2

資料：熊本県統計年鑑

【観光入込客数】

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
観光客総数	164,250	165,440	167,537	120,628	111,592
日帰り客	149,762	146,636	149,612	101,622	97,342
宿泊客	14,488	18,804	17,925	19,006	14,250

資料：苓北町町政年報